

2023年2月27日

各位

会社名株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山泰仁
(コード番号：6548 東証グロース市場)

問い合わせ先 取締役執行役員 岩田静絵
コーポレート本部長

E-mail: ir@tabikobo.com

再発防止策に関するお知らせ

当社は2023年2月10日「2022年3月2日に受領したGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について」において公表しました検証委員会による検証結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策において決議いたしましたのでお知らせいたします。

今後、速やかに再発防止策を実行し、ステークホルダーの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 再発防止策の策定方針

当社は、検証委員会による検証報告書において、GoTo給付金の支給を目的とした資金循環取引（以下「本件資金循環取引」という。）による売上の過大計上が発生した原因について、「1 CFOの判断の誤り」「2 高山社長及び元取締役のリスク感度の問題」「3 事後対応における経営陣の不誠実な開示姿勢の問題」の指摘を受けております。また、再発防止策として、「1 業務執行取締役の会計リテラシーと会計不正感度の向上」「2 CFOの職責の限定」「3 監査法人との連携の強化」「4 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用撤退」の提言を受けております。当社は当該指摘及び提言事項を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

2. 再発防止策の概要

(1) 経営責任の明確化（発生原因1及び2、3に対応）

本件資金循環取引に関与した取締役3名のうち、CFOを含む2名の取締役は前期(2022年3月期)に既に退任しておりました。また、代表取締役会長兼社長であった高山泰仁(以下、高山社長という。)であります。検証委員会の報告を受け、2023年2月13日付公表「代表取締役の異動(辞任)に関するお知らせ」のとおり、取締役を辞任したい旨の申し出があり、当社はこれを受理しております。当社は高山社長の辞任に伴って、会長職を廃止し、新しい代表取締役社長には岩田静絵(以下、岩田新社長という。)が就任する予定です。岩田新社長は本件資金循環取引が開始された当時、取締役に就任しておらず、本件資金循環取引の懸念点を当時のCFOに対して相談するなど、リスク感度が高く、適正な判断力があると考えております。

また、コーポレート部門出身である岩田新社長が代表取締役社長に就任することで、検証報告書にも記載された本件資金循環取引の遠因にもなっていた営業部門がコーポレート部門よりも優位にあった体制の是正にも努めてまいります。

なお、高山社長に対する損害賠償請求に関して、現時点では検討しておりません。

(2) 指名・報酬委員会設置（発生原因 1 及び 2、3 に対応）

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を確保するために、任意の指名・報酬委員会設置に向けた規程案を 2023 年 2 月 27 日の取締役会にて報告しており、2023 年 3 月 15 日の取締役会において決議する予定です。次回 2023 年 6 月に予定されている定時株主総会では、この指名・報酬委員会の答申を得た取締役候補を提案する方針です。また、その報酬額においても、同委員会の答申を得たものとするを念頭においております。

(3) 経営幹部の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上（発生原因 2 及び再発防止提言 1 に対応）

当社の会計監査人、他の監査法人、アドバイザー会社が開催している会計リテラシーや会計不正事例の理解を高める内容を含むセミナー等の知見を獲得する機会について、コーポレート部門にて広く情報収集し、執行役員以上の経営幹部は、少なくとも半期に一度を目安にセミナー等を受講し、また、そのようなセミナー等を受講した役職員が、受講しなかった役職員に対して情報共有するための機会を設定するようにいたします。今後、2023 年 6 月までにセミナー等の開催状況の確認や受講すべき重要論点の整理等を行い、2023 年 9 月末までにはセミナー等の受講開始を模索いたします。

(4) CFO（コーポレート管掌取締役）の職責の限定（発生原因 1 及び再発防止提言 2 に対応）

当社のコーポレート管掌取締役は、所管する範囲が財務、営業経理、経理、コーポレート企画、人事、法務・コンプライアンス、総務・IR 及び営業サポートと広範囲に及ぶため、2023 年 6 月開催予定の定時株主総会において、コーポレート企画、IR、人事を新しく選任する取締役に委譲し、2023 年 9 月までに法務・コンプライアンスを所管するスキルとリテラシーのある執行役員クラスの人材を採用し、営業サポートに関しては、営業部門に移設することで、コーポレート管掌取締役の直接的な所管範囲を財務、営業経理、経理に限定し、会計に重要な事象に関して慎重に検討する時間を確保できるようにいたします。

(5) 監査法人との連携の強化（発生原因 1 及び再発防止提言 3 に対応）

現在の会計監査人とのコミュニケーションは、半期に 1 回の経営者ディスカッション(代表取締役、財務管掌取締役)、四半期毎の CFO ヒアリング（財務管掌取締役）、半期に 1 回の営業部門取締役ヒアリング、その他として経理財務の実務担当者との会計監査の中での質疑応答を行っており、論点としては主に前四半期会計監査の中で課題認識されたことや不正に対する意識などにフォーカスされておりました。今後は上記の対応に加えて、取締役会で決議される金額の重要性が高い与信設定の取引や、過去の取引とは異質の新規の取引などの当四半期で新たに発生した議題にフォーカスしたディスカッションを四半期毎に行うようにいたします。なお、当該ディスカッションの参加者は、コーポレート管掌取締役(上記(4)で選任される取締役含む)、経理及び財務の実務担当者を想定しており、2023 年 3 月期の期末決算の会計監査が行われる 2023 年 4 月より実施を開始いたします。

(6) 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底（発生原因 1 及び再発防止提言 4 に対応）

チェック機能を果たすべきコーポレート部門の役職員が営業部門の作業を支援するような状況が発生しないように内部監査部門がコーポレート部門の従業員に対して営業部門の業務を行っていないかに関するヒアリングを四半期毎に行うことでコーポレート部門の従業員が営業部門の業務を行ってしまわないようにモニタリングすると共にコーポレート部門及び営業部門の従業員に対する啓蒙を行ってまいります。なお、本取り組みは、2023年3月から開始し、その後、四半期決算月（6月、9月、12月）毎に実施してまいります。

以上